

【研究論文】

落窪物語における「病」の扱いについての一考察

— 疾病規定をてがかりに —

黒野 伸子* 大友 達也**

要 旨

王朝文学において「病」は不吉な事象の代表として扱われており、雅を旨とする文学世界にはそぐわない内容に思えるが、王朝文学には「病」が登場する場面が多い。本稿は、王朝文学成立当時に流布していた病名および病を表す言葉（以下、病を表す言葉と記す）に目をつけ、神尾（1995）の疾病規定を用いて落窪物語での扱いを検証し、平安王朝期の知識階級が持つ医療観を可能な限り明らかにしようとした。その結果、落窪物語には、具体的な病名や症状を表す言葉が多用されていることがわかった。さらに、病名を表す言葉は、すべて、事象に対する口実、理由づけ、身分や関係性を明らかにする等の作用を持っていることが明らかとなった。平安王朝期は、科学的治療の恩恵を受けられる階級がごく一部しかおらず、多くは加持祈祷に頼っていた時代である。その中で、知識階級は、巷にあふれている病を現実的に見つめ、生活に取り入れる術を身につけており、現代人に通じる医療観を持ち合わせていたことが示唆された。

キーワード：落窪物語、病名、病名規定、病を表す言葉、病の扱い

I. はじめに

王朝文学において「病」は不吉な事象の代表として扱われている。当時の人々にとって「病」は苦痛を与え、生活を脅かす恐ろしい現象として忌み嫌われており⁽¹⁾、雅を旨とする文学世界にはそぐわない内容だという想いが作者にはあったのだろう。しかし、王朝文学には「病」が登場する場面が多い。源氏物語を例にとると、光源氏が北山を訪れた⁽²⁾のは病のための加持祈祷⁽³⁾であったし、「瘡」という疾患としての病名（以下病名と記す）まで記されている。髭黒大将が病気の妻を見て嘆くと同時に美しい玉蔓に心惹かれて苦しむ様⁽⁴⁾は現代にも通じる心理描写である。落窪物語巻1における典薬助（典薬の助とも表記される。以下典薬助と記す）⁽⁵⁾のエピソードには、当時の医療専門職が登場する。落窪物語は継子虐めの物語であるが、継母が典薬助をそそのかし、主人公落窪の君と無理やり結婚させようとする場面である。落窪の君は、意に沿わぬ結婚を嘆くが、唯一の協力者である侍女あこき（あこぎ又は阿漕とも表記される。以下あこきと記す）が、あらゆる手を用いて典薬助の入室を阻止する。結果、

結婚は失敗に終わり、典薬助は下痢を患い、粗相までしてしまう。渡邊（2002）は「リアリスティックな描写で、様々な場面が早いテンポで展開し繰り広げられ、滑稽味を持ち、これほど楽しく読める古典文学は他に見あたらない⁽⁶⁾」と評価している。

なぜ光源氏は病に倒れ、北山で転地療養する羽目になったのか、髭黒大将の妻が病んだのは誰のせいなのか、落窪の姫君の結婚相手になぜ医療専門職が選ばれたのか。その理由を作者達は一切語らない。しかしながら、王朝文学の作者達が「病」を作中に投じた理由を探ることによって、少なくとも、当時の知識階級が持つ医療観が見えてくるのではないだろうか。先行研究からは、物語文学から当時の医療水準、医療内容を推測するものはあるが、当時の医療観を論じるものは筆者の検索範囲からは見当たらない。しかし、物語は、虚構の世界であるから、その記載内容をそのまま当時の医療水準として論じることはできない。そこで、虚構と現実の区別を明確にするため、王朝文学成立当時に流布していた病名および病を表す言葉に目をつけた。本稿は、王朝文学に現れる病名および病的状態を表す言葉（以下、病を表す言葉と記す）を抜き出して分類し、物語で

* 岡崎女子短期大学 ** 安田女子大学

の扱いを検証し、平安王朝期の知識階級が持つ医療観を可能な限り明らかにしようとするものである。

対象とした王朝文学は、医療専門職がキーパーソンとして登場する『落窪物語』を取り上げ、比較対象として『源氏物語』中に表れる病名および病的状態を表す言葉を用いることとした。

なお、「死」については、王朝文学では「病」と同義には扱われていないため、本稿では対象としていない。死は、現世から来世へ向かうきっかけとなり、心を込めた法要は、永遠の幸福を約束するものとして扱われているからである。藤本（2015）は、古典文学に表れる「死者の救済⁽⁷⁾」に目を向け、死そのものを受け入れる古代人の姿勢を評価している。古代人は「死」と「病」は、まったく別のものとして扱っているといつてよいといえる。したがって、本稿では、病を表す言葉のみに焦点を当てることとした。

II. 先行研究レビュー

1. 『落窪物語』成立当時の時代背景と医療制度

『落窪物語』の成立年代および作者には諸説あるが、『枕草子』第274段で、長保元年(999年)に起こった出来事の中に、「落窪の少将」という記載が見えることから、少なくとも999年以前には公開されていたとみてよい。1000年には、藤原定子が皇后に、藤原彰子中宮に冊立されている。定子には清少納言、彰子には紫式部が女房として仕えており、王朝文化の最盛期であった。作者については、古来、源順の説があるが、稲賀（2003）は「漢籍・仏典にわたる教養を併せ考えるならば、(中略)受領階級の知識人が『落窪』を書いたであろうとは、大方の認めるところである⁽⁸⁾」としている。

当時の医療制度については、律令にその定めがある。本令は、中国律令を参考にして、飛鳥浄御原令が689年に制定、続いて701年に大宝律令、757年に養老律令が制定されている。医療制度は、律令のうち、医疾令の条に定められている。本令の原本は散逸して現存しないが、古代文書の諸記録、文書中の引用によりほぼ復元されている。医疾令は、医療従事者の種類と定員、医療機関の種類と機能、医学教育(定員、修業年限、研修規定等)について定めており、医療が制度化されていたことがわかる。丸山(1998)は、「当時の医療関係者の位階を比較してみると、唐では、医博士(正八品上)、針博士(従八品下)、按摩・呪禁博士(従九品下)の順であるのに対し、日本では、医博士(正七位下)、呪禁博

士(従七位上)、針博士(従七位下)、按摩博士(正八位下)と大きく異なっている⁽⁹⁾」と指摘している。この比較から、奈良朝の医療水準では、科学的治療よりも、まじないや祈祷に大きく価値を見出していたことがわかる。新村(2006)は、按摩に関しても、「我が国で治療として実施されたという記録は現存せず、按摩博士が補任された様子はない⁽¹⁰⁾」としている。しかし、平安期において、905年に編纂された延喜式(律令の施行細則)からは、呪禁博士が削除されている。厭魅蠱毒を使用しての事件が立て続けに起こり、呪禁が危険視されたことによる⁽¹¹⁾。この事実から、平安期において、医学・医療がまじない、祈祷といった非科学的な行為から切り離されたとみてよいといえる。

官人に対する医療については、医疾令第二十四項に以下の規定がある。

凡五位以上疾患者 並奏聞。遣医為療。
仍量病給薬⁽¹²⁾。 (原文縦書：筆者注)

規定によれば、五位以上の官人が病にかかった場合は、天皇に報告することになっており、医療専門職の治療および施薬が受けられることになっていた。当時の具体的な治療法として参考になるのは、984年に針博士丹波康頼が円融院に献上した『医心方』である。本書は、『葛氏方』『如意方』『千金方』等、唐代の医学書を多く引用し、日本の実情に合わせて編纂しなおしたものであるが、我が国現存最古の医書である。『医心方』に記載されている病名の総数は878疾患であるが、その中に物の怪は記載されていない。『医心方』では、疾患に対する具体的な治療法が示されており、用いる薬剤の量も正確に記載されている。効果の程は疑問があるが、現代にも通じる治療法も散見される。

病名については、『類聚和名抄 卷第三 病類第四十～四十一』に115疾患が挙げられ、症状が解説されている。嘔吐、脚気、喘息、痔等、現代でも用いられている病名がみられるが、王朝文学で多く登場する「物の怪」は見当たらない。平安王朝期の医療は、祈祷、まじないだけでなく、科学的根拠を持った医術が存在していたことが分かる。丸山、新村の研究より、平安王朝期にはすでに科学的治療が存在し、貴族階級は、その恩恵を受けていたことも明らかである。本稿では、『類聚和名抄 卷第三 病類第四十～四十一』の分類により、「物の怪」は検討から除外し、本病名の意義は別の機会に論じたい。

2. 王朝文学に表れる病名

神尾（1995）は、源氏物語において、病を表す言葉を間接的規定と直接的規定に分類し、これを「病的状態の規定⁽¹³⁾」と名付けた。直接的規定は、さらに、病名規定（具体的な病名）と疾病状態の総合規定（疾病の状態を表すもの）に分けて疾病を規定している（表1）。神尾によれば、王朝文学では、直接的規定を回避する傾向にあり、これは、対象者が負の状態にある場合への配慮であるとの見解を示している。

神尾は、源氏物語における病名の扱いについて、「何某かが、病的症状にあることだけを表現する事例は、皆無⁽¹⁴⁾」であるとしており、病を表す言葉は、理由づけや説明に用いられているという見解を示している。具体的には、他者の要求に応えられないとき、あるいは、自己の要求を貫徹するための理由づけとして病名および病的状態を表す言葉を使用するもので、これを第1種、他者ないし自己の特異な体験を説明する際に病を表す言葉を使用するもので、これを第2種としている。さらに、主体が他者か自己かによって、それぞれ第1類、第2類に分けている（表2）。神尾は、本分類の名称を定めていないので、本稿では「症状の設定」と呼ぶこととする。

しかし、本研究は、源氏物語のみを対象とした分析からの考察であり、本結果が他の王朝文学全体に共通するものであると言い切ることはできない。また、神尾は、「症状の設定」を、場面展開を基に詳細な考察を加えているが、直接的規定のみに限定しており、間接的規定が当てはまるかどうかまでは言及されていない。また、神尾の分類は王朝文学の表現形成を明らかにするための手法であるため、本稿の目的とは性質を異にしている。しかしながら、本分類は、王朝文学における疾病の扱いを整理する唯一の方法であり、参考となる点は大いにある。本稿では、神尾の疾病規定に依拠し、落窪物語について検証をすすめていくこととした。

谷（1997）は、源氏物語において、「なやむ」と「わづらふ」の使い分けには、一定の法則があることを見出した。谷によれば、「なやむ」は「ほとんどが肉体的な不調を表す⁽¹⁵⁾」際に用い、「わづらふ」は「肉体的不調を表す例は圧倒的に少ない⁽¹⁶⁾」とし「病が中心にあるのではないことができる⁽¹⁷⁾」という見解を示している。

さらに、「わづらふ」系は、帝や宮には使用していないこと、対象者の身分が低いときに使用すること、話し手と聞き手が親しい間柄にあるときに使用することが、その特徴であるとする。「なやむ」系

の扱いは、逆に、話し手または対象者の身分が高いときや敬意を表する相手である場合、聞き手が明らかに目下である場合、に使用するということになる。したがって、特に「なやむ」系を地の文で用いる場合の対象者は、自分よりも身分が高く、敬意を払うべき相手であることを明らかにするために用いているといつてよい。

本研究の結果からも、病名を表す言葉の扱いは、「病」そのものを説明するのが目的ではないことがわかる。しかも、「なやむ」系と「わづらふ」系が、話し手と聞き手の身分差を明確に区別するだけでなく、親密さの度合いまで表現している。対象者の置

表1 病的状態の規定

	病名規定 (33例)	疾病状態の総合規定 (30例)
直接的規定 (63例)	<ul style="list-style-type: none"> ・脚の気 ・老のやまひ ・(みだり)風邪 ・かしら(みぐし)痛し ・しはぶきやみ ・つだみ⁽¹⁸⁾ ・腹を病む ・風病 ・(みだり)脚病 ・目をわづらふ(なやみ) ・胸を病む(痛し) ・わらはやみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・やまひ ・やまひす ・やみふす ・病者

※直接的規定に分類された「物の怪」51例は除外（筆者注）

間接的規定 (213例)	<ul style="list-style-type: none"> ・なやまし ・なやむ ・なやみ ・わづらふ
-----------------	--

※神尾暢子（1995）『王朝文学の表現形成』新典社 pp137 - 169より筆者集計

かれている立場が、病名を表す言葉によって示される事実は、平安王朝時代の知識階級が持つ医療観を考察する上で興味深い。しかしながら、本研究も対

象は源氏物語であり、他の王朝文学にも当てはまるか、までは言及されていない。

表2 源氏物語における症状の設定

第1種	自己ないし他者の要求に直接関与する設定	
	第1類	他者が要求する事態実現の可否説明
	第2類	自己が期待する事態実現の要求貫徹
第2種	要求に直接関与しない設定	
	第1類	他者の特殊体験の経緯説明
	第2類	自己の特殊体験の経緯説明

※神尾（1995）『前掲書』pp138-139より筆者まとめ

Ⅲ. 研究方法

神尾の疾病規定にしたがい、落窪物語に表れる病を表す言葉をすべて抜き出し、以下の3段階の方法で分類し、病に対する扱いを検討する。

【第1段階】「病的状態の規定」による分類

直接的規定と間接的規定に分類する。直接的規定は、病名規定と疾病状態の総合規定に分ける。ただし、分類項目名が難解で理解しづらいため、「病名規定」を「具体的な病名」、「疾病状態の総合規定」を「疾病の状態」という平易な表現に改めた。

【第2段階】「症状の設定」による分類

直接的規定について、表2に示した方法で4つに分類し、出現場面での意義や物語中の効果を検討する。間接的規定については、谷の研究結果にしたがい、「なやむ」系と「わづらふ」系の扱いの違いから、落窪物語における病名の扱いの特徴を検討するが、本稿では、第1類、第2類の分類も試み、「病的症状にあることだけを表現する事例は、皆無⁽¹⁹⁾」であることの検証を行う。

【第3段階】

「病的状態の規定」と「症状の設定」の関係性検証

第1段階から第2段階の結果を踏まえ、「病的状態の規定」と「症状の設定」の関係性を検証し、源氏物語との比較より、病に対する扱いから、作者が持つ医療観を考察する。

使用テキストは、稲賀敬二校注（2003）『新潮日本古典集成 落窪物語』、新潮社、（底本：柏亭真直書写（1746）四冊本・広島大学文学部国語学国文学研究室蔵）および、石田譲二、清水好子校注（初出

2004）『新潮日本古典集成 源氏物語一～六』新潮社（底本：大島本・平安博物館所蔵および明融本）である。

Ⅳ. 研究結果と考察

－『落窪物語』に表れる病を表す言葉

1. 『落窪物語』における「病的状態の規定」

【第1段階】

落窪物語に表れる病を表す言葉は29例であった。そのうち、直接的規定が19例と間接的規定の約2倍であり、源氏物語との差異がみられる。しかも、源氏物語と異なり、物語中に物の怪は一度も登場していない。したがって、物の怪を退治させるような読経の場面もよりましの登場もなく、わずかに病に伏せった落窪の君の父のために加持祈祷をさせていることの記述が1箇所あるのみである。本稿では、病を表す言葉のみに焦点をあてているため、治療法については、詳細な検討は加えないが、疾病治療の様子が具体的に記載されているのも落窪物語の特徴といえる。落窪物語では、典薬助から逃げるための方策として、「焼石⁽²⁰⁾」を所望する場面がある。ここでは、「かいさぐり」という診察を意味する言葉まで使われている。源氏物語では、女博士が風邪を引き、薬を服用して息が臭いために会うことはできない、と手紙を書いた場面が1例みられるのみである。雅を旨とする王朝文学にはそぐわない用例ともいえるが、具体的な医療内容の記述が、物語進行上の鍵になっているのは興味深い。間接的規定では、源氏物語に類出する「わづらふ」系が一例もなく、すべて「なやむ」系で統一されていることがわかった。先行研究から、「なやむ」は、肉体的不調が中心の言葉であるから、ここでも、病に対する具体性がみられる。

表3 落窪物語における「病的状態の規定」

	具体的な病名 (9例)	疾病の状態 (11例)
直接的規定 (19例)	・胸の痛く（胸病み、胸） ・風（風引き） ・腹そこなひ ・脚の気	・病む （病まめ） ・病 ・痛さ

間接的規定 (10例)	<ul style="list-style-type: none"> ・なやまし ・なやましげ ・悩み
----------------	--

※稲賀敬二校注『新潮日本古典集成 落窪物語』新潮社 pp.9 - 295 より筆者集計

2. 『落窪物語』における「症状の設定」

【第2段階】

次に、表2にまとめた神尾の規定にしたがい、落窪物語についても病名の扱いを分類した。まず、全ての言葉を以下のように第1類と第2類に分類したが、1例を除いて、すべて神尾の分類に当てはまることがわかった。間接的規定も「症状の設定」分類を行った結果、すべての用例で、第1種、第2種にあてはめることができた(表4)。

表4 「病的状態の規定」と「症状の設定」の出現頻度

病的状態 症状の設定	直接的規定		間接的 規定	計		
	病名	疾病 状態				
1 種	1類	1	2	4	7	18
	2類	4	2	5	11	
2 種	1類	2	4	0	6	10
	2類	2	1	1	4	
計	9		9	10	28	
	18					

※稲賀敬二校注『前掲書』pp.9 - 295 より筆者集計
分類不能1例は除外した(筆者注)

最も多かったのが第1種第2類の「自己が期待する事態実現の要求貫徹」で、28例中11例であったが、病名規定とのクロス集計をしてみると、第1種第2類では、間接的規定と具体的な病名の出現割合がほぼ同じであることが明らかとなった。

なお、分類不能の例は、継母が落窪の君が泣いているのを見て「いといたく病む。」と言っている場面である。

【資料0】「いといたく病む。などかくは宣ふにか」

- ・会話文、継母から落窪の君へ、p101
- ・分類不能

稲賀(2003)は「姫君に対して聞えよがしにいう皮肉⁽²¹⁾」としているが、要求に直接関与している場面でもないし、特殊体験にも当たらない。稲賀は、「いといたく病む」ではなく、「いといたしや」もあるとしているが、神尾に依拠するならば、この説をとるのが妥当である。したがって、本稿では、この用例は検討からは除外することとした。

間接規定に分類される言葉はすべて「なやむ」系である。

表5 「なやむ」系の対象者と上下関係

主体→相手	上下関係	種別	用例数
帝	最上位	地の文	1
落窪の君父	落窪の君<父	地の文	1
道頼父	道頼<父	地の文	1
落窪の君	宮の血筋	地の文	1
あこき →落窪の君	あこき<落窪の君 (親しい間柄)	会話文	2
	あこき<落窪の君 (親しい間柄)	消息文	1
	あこき<夫帯刀	会話文	1
落窪の君 →継母	落窪の君<継母	会話文	1
落窪の君 →女房	落窪の君>女房	会話文	1

表5に示すように、地の文での対象者は、帝、落窪の君の父、道頼父、落窪の君であり、いずれも敬意を払う人物であるため「なやむ」系の使用は自然である。あこきが落窪の君に対して「なやむ」系を使用する用例は、会話文、消息文合せて4例ある。身分の上下でいえば、落窪の君のほうが上であり、本来であれば、「わづらふ」系を用いるべきところであるが、「なやむ」系を使用することで、二人の関係が親しい関係であることを示しているといえる。特筆すべきは、落窪の君が継母に対して「なやむ」系を使用していることである。谷の説に従えば、対象人物に敬意を表す必要のあるときは、「わづらふ」系を用いるはずである。しかし、落窪の君は、継母に対して、警戒することなく「なやむ」系を用いている。宮の血を引く落窪の君の育ちであろうか。その後の継母の激怒ぶりが浮き彫りとなる象徴的な表現である。いずれにしても、病を表す言葉は、源氏物

語と同様、話し手と聞き手の身分や関係性を明らかにする作用を持っているといえる。

3. 「病的状態の規定」と「症状の設定」の関係性

【第3段階】

本節では、いくつかの用例を取り上げ、「病的状態の規定」と「症状の設定」の関係性を検証する。

1) 第1種第1類：他者が要求する事態実現の可否説明

他者の要求を拒否する口実としては、具体的な病名を用いているのは1例のみで、しかも、実際に病んでいたのかどうかも資料を読む限りでは定かではない。後に、あこきが道頼に対して「君は、このこと聞きたまひしより、御胸をなむいみじく病みたまひし」【資料16】と報告しているところから、落窪の君が体調を崩していたのは事実ではあつたろう。しかし、重い病を患っているかのような大げさな演技をして典薬助の要求を拒否しているところからすると、実際の病状であるとは言い難い【資料2、3】。

神尾によれば、源氏物語は、多くの規定を用いて、他者の要求を退けているとしているが、落窪物語でも、胸の病を他者からの要求拒否に用いている【資料1】。落窪物語は、「疾病の状態」や「間接的規定」が多いことが、特徴であるが、病気を理由に身の安全を確保しようとするならば、体調不良を訴えるための疾病の状態を用いるのは適切であるといえる【資料2、3、5～7】。

【資料1】「胸の痛くはべれば。」と息の下に言ふ。

- ・会話文、落窪の君から継母へ、p101
- ・直接的規定・具体的な病名

典薬助に会いたくないことへの口実に使用している。神尾によれば、「胸部を押さえて悩む美女の風情が、女性の疾病との映像を成立させた⁽²²⁾」とあり、自分は弱い女性なのだから、という理由を際立たせたものともいえる。

【資料2】「あが君、かくなしたまひそ。いみじく痛きほどは、起きておさへたるなむ、少し安まる心ちする。後を思さば、今宵はただに臥したまへれ」

- ・会話文、落窪の君から典薬助へ、p105
- ・直接的規定・疾病の状態、

典薬助が、近くに寄ってきたため、痛い間は起きておさえているほうが楽だと理由をつけて、要求を退けている。

【資料3】翁のうち驚く時は、いとどいたく苦しがり病みたまへば

- ・地の文、落窪の君の様子、p105

- ・直接的規定・疾病の状態、

典薬助が起きたときに限って、落窪の君が苦しがる様子を示す。資料1、2と同様、典薬助の要求を拒否するための口実である。

【資料4】「御方のなやましげにおはして、とどまらせたまひぬれば、何しにかは。いとつれづれなるをなむ慰めつくしておはせ。」

- ・会話文、あこきから夫帯刀へ、pp.22 - 23
- ・間接的規定

落窪の君の継母が、石山詣をするというので、あこきを召し出そうとした際に同行できない旨の理由を夫に説明している。北の方には「けがれはべりぬ」と、生理期に入ったことを理由にしており、落窪の君に害が及ぶことを防いでいる。

【資料5】「いかなるにか、昨夜よりなやませたまひて、うち休ませたまへり。」

- ・会話文、あこきから継母へ、p65
- ・間接的規定

北の方の無理な縫い物の注文を断る理由。昨日から具合が悪く、休んでいるので、良くなったら申し伝えましょう、というあこきの機転である。

【資料6】「いと悩ましくせさせたまひて、御みづからは、え聞こえたまはず」

- ・消息文、あこきから典薬助へ、p108
- ・間接的規定

典薬助の要求する返歌ができない理由として、具合が悪いことを口実にしている。落窪の君本人ではなく、あこきからの返書であるにも関わらず、典薬助は落窪の君の心を信じきっていた。

【資料7】「いみじく悩みたまふ。」

- ・会話文、あこきから典薬助へ、p109
- ・間接的規定

典薬助が落窪の君の様子をあこきに尋ねたときの返事である。これ以上、典薬助が落窪の君に近づかないように釘をさしている。

2) 第1種第2類：自己が期待する事態実現の要求貫徹

神尾によれば、源氏物語では「風邪」だけであるとしているが、落窪物語では、多様な病名規定を用いて自己の要求を主張している。用例も11例と最も多い。具体的な病名を使用する場合は、相手に有無を言わせない、より強い意志を示したい場合に限られている【資料7～10】。具体的な病名は「胸」と「風」が使用されている。特に、【資料10】の「胸」は、情緒描写ではなく、生命に関わる病気という意味で用いている。同じ扱いとして、源氏物語に「胸

は、恐ろし（宿木）」があるが、いずれも、理由の差こそあれ、対象者の強い意志を表すものとして使用されている。一方、「風」は、落窪物語では、比較的軽い疾病という扱いがなされている。

一方、間接的規定を用いる場合は、採用した女房の面接の立会い辞退、帝の退位、大臣退任といった公的な出来事に対しての要求に対する理由が6例中4例であった。退位、退任の場合に病を理由にするのは、神尾によれば「政界引退の慣用表現⁽²³⁾」であるため、本当に病気であるかどうかは問題ではない。したがって、間接的規定を用いるのは自然である【資料16、17】。同様に、落窪の君が引見（面接）を断るのも、単なる理由づけであるため、病名は不要である【資料15】。

【資料8】「ここに**胸病**みたまふめり。物の罪かと。かいさぐり参らせたまへ。」

- ・会話文、継母から典薬助へ、p101
- ・直接的規定・具体的な病名

継母が典薬助に診察をさせようと具体的な行動に出る。胸を病んでいるから、診察せよ、と典薬助に命令を下す。典薬助を落窪の君の部屋に入れるための理由づけである。

具体的な病名を使用しているのは、あくまでも診察であり、無理矢理に結婚させるためではないという継母の大義名分ともとれる。

【資料9】「何か。**風**にこそ侍らめ。医師いるべき心ちしはべらず。」

- ・会話文、落窪の君から継母へ、p101
- ・直接的規定・具体的な病名

風邪ぐらいなら医師の診察は不要だと、継母の要求を拒否する。

【資料10】

「さりとも、**胸**はいと恐ろしきものを。」と言ふほどに、典薬さわたれば、「うち、いませ」と呼びたまへば、ふと寄りたる。

- ・会話文、継母から落窪の君へ、p101
- ・直接的規定・具体的な病名

なんとかして典薬助の診察を受けさせようとする継母の強い理由として使用している。生命に関わる病気という意味で用いており、対象者の強い意志を表している。

【資料11】「今日だにとぶらいに者せむと思ひつれども、**脚**の気起りて、装束することの苦しければなむ、これは、しるしばかり。」

- ・消息文、道頼父から道頼へ、p224
- ・直接的規定・具体的な病名

落窪の君の父の八講に際し、道頼の父が祝いの品に添えた文である。祝いの席に行けない理由を述べる。八講を行うにあたって、道頼からの相談がなかったので、協力できなかったことへの恨みが、具体的な病名によって浮き彫りにされる。脚の疾病を用いることで、移動が不可能であることが強調される。

【資料12】「医師なり。**御病**も、ふとやめたてまつりて。今宵よりは一向にあひ頼みたまへ。」とて、胸かいさぐりて、手触るれば、女、おどろおどろしう泣きまどへど、言ひ制すべき人もなし。

- ・会話文、典薬助から落窪の君へ、p102
- ・直接的規定・疾病の状態

「病もすぐに治してさしあげよう」といいつつ、落窪の君を我が物にしてしまおうという、典薬助の要求である。以前に、北の方との密談で「口は耳もとまで笑みまけてあたり」とある。「笑み設く」は期待して笑うという意があり、典薬助がいかにかこの時を待ち望んでいたかが分かる。医師の義務までも理由にするという姑息さ、大胆さが、やがて、道頼の復習へとつながる。ここで直接的規定を用いた表現が、場面の緊張感を増す。

【資料13】女君は、暑気にや、**悩**ましう見たまはねば、男君、「われ見む」とて出でおはす。

- ・地の文、落窪の君の様子、p184
- ・間接的規定

新しく雇い入れた女房の引見（面接）ができない理由。女房達の緊張が理解できる落窪の君は、あえて会おうとしない。

【資料14】御心ち**悩**み重くて、おりたまひて、春宮位につかせたまひぬ。

- ・地の文、帝の様子、p219
- ・間接的規定

退位の理由として使用している。

【資料15】大殿、御心ち**悩**みたまひて、太政大臣返したてまつりたまへど、帝、さらに用ひたまはねば

- ・地の文、道頼父の近況、p291
- ・間接的規定

太政大臣を辞する理由として使用している。

3) 第2種：他者および自己の特殊体験の経緯説明

特殊体験の経緯説明は、第1類、第2類ともに1例を除き、すべて直接的規定を用いている。第1種自己ないし他者の要求に直接関与する設定では、直接的規定と間接的規定の割合がほぼ同数であることと比較すると、偏りがみられる。用例を詳しく読み込んでいくと、具体的な病名、疾病状態を問わず、対象者が実際に身体的不調の状態にあることが分か

る。ただし、【資料 16】は、半ば仮病を使って典薬助を撃退した経緯もあり、落窪の君の特殊体験を強調するためのあこきの創作ともとれる。

特殊体験の経緯説明において、直接的規定は、対象者の体験を説明するための証拠として、その特殊性を際立たせる役割を果たしているといえる。その表現は、極めて直接的であり、王朝文学の特異性がみられる。

【資料 16】「君は、このこと聞きたまひしより、御胸をなむいみじく病みたまひし」

- ・ 会話文、あこきから道頼へ、p112
- ・ 直接的規定・具体的な病名

落窪の君が北の方の計略を聞いた時から、いかに苦しみのさ中にいるのか、どれほどの経験をしているのかを説明している。

【資料 17】

面白は、病重くて法師になりになれば、音にも聞こえぬなるべし。

- ・ 地の文、面白の駒のその後、p294
- ・ 直接的規定・疾病の状態

物語中に面白の駒が登場しなかった理由として、彼の特殊体験を挙げる。

【資料 18】「翁の侍る夜しも、かう病みたまふがわびしき。」

- ・ 心内語、典薬助、p105
- ・ 直接的規定・疾病の状態

自分（典薬助）がそばにいる時に限って、苦しむなどということがあるのかと、自己の体験の特殊性を嘆く。

【資料 19】かの典薬助は、蹴られたりし病にて、死にけり。

- ・ 地の文、典薬助のその後、p294
- ・ 直接的規定・疾病の状態

典薬助の行く末を彼の特殊体験とともに説明している。

【資料 20】板の上に風引きて、腹ごほごほと申ししを

- ・ 会話文、典薬助から継母へ、p117
- ・ 直接的規定・病名規定

落窪の君の部屋に入れず、散々な目にあった典薬助の特異体験を説明している。

【資料 21】そのころ、腹そこなひたる上に、衣いと薄し。

- ・ 地の文、主体：典薬助の様子、p110
- ・ 直接的規定・具体的な病名

【資料 20】と同義の体験談である。落窪の君を訪れ

たものの、締め出しをくろう典薬助の特異体験を説明している。

【資料 22】いとわびしくて、いたう病む。

- ・ 地の文、落窪の君の様子、p105
- ・ 直接的規定・疾病の状態

あこきが傍についているとはいえ、典薬助が寄り添っているため、常に警戒し、気の休まる時がない。落窪の君が今までに経験したことがない最悪の事態を説明している。

V. まとめ

病を表す言葉から、落窪物語を読み解いていくと、次の 2 点に集約される。これは、源氏物語の分析結果とほぼ一致する。

- 1) 病を表す言葉は、他者の要求を断る口実、自己の要求を押し通す理由、他者および自己の特殊体験を説明する際に使用される。
- 2) 病を表す言葉は、病的状態により「直接的規定」と「間接的規定」に分類される。他者および自己の要求に関与する場合、その要求の強さにより「直接的規定」と「間接的規定」の使い分けをしている。他者および自己の特殊体験を説明する場合は、「直接的規定」を用いるが、具体的な病名や症状が体験の生々しさを伝える一助となっている。

落窪物語に使用される病名を表す言葉は、他者からの要求を回避する口実、自己の希望を叶えるための理由づけ、体験の特殊さを強調する効果など、「対象者の願いをかなえる便利ツール」のような扱いがなされている。現代でも、しこりを残すことなく断る方法として、体調不良は有効な理由である。後ろめたい気持ちはあったとしても、後々、やっかいな問題が起きるより、気は楽である。平安王朝時代の知識階級は、巷にあふれている病を現実的に見つめ、生活に取り入れる術を身につけているといえよう。

平安王朝期は、多くの民衆が病氣平癒を加持祈禱に頼っていた時代である。しかし、科学的治療の恩恵を受けられる階級がごく一部ではあるが存在した。根岸（1991）は、病気を「生物学の人体が受けた傷害による心身の故障または機能不全⁽²⁴⁾」と定義しているが、平安王朝期の知識階級も、これに近い考えを持っていたといえる。一方、継母が病を得た落窪の君に「物の罪かとも」と繰り返し言う場面からは、罪・咎等の非科学的な要因によっても病気になるという考えは持っていたと推測される。しか

し、落窪物語の作者は、加持祈祷や物の怪をほとんど登場させず、一貫して具体的な病名や症状、治療法を描いている。具体化された医療描写からも、渡邊のいう「リアリスティックな描写」が読み取れる。少なくとも、落窪物語の作者は、現代人に通じる医療観を持ち合わせていたことが示唆された。

しかしながら、本稿では、落窪物語に限定した検証しか行っていない。今後は、他の王朝文学作品の検証も進めていきたい。

付記

本稿はⅠ、Ⅱ-2、Ⅲ、Ⅳ-1、3を黒野、Ⅱ-1、Ⅳ-2を大友が担当しⅤは共同担当した。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、岡崎女子大学こども教育学部こども教育学科赤羽根有里子教授に重要な示唆をいただきました。ここに感謝の意を表します。

注

- (1) 根岸謙之助 (1991) 『医療民俗学論』 雄山閣出版、p.17
吉田兼好 (初出 2004) 『新潮日本古典集成 徒然草』 新潮社、p.62、68、174
- (2) 石田譲二、清水好子校注 (初出 2004) 『新潮日本古典集成 源氏物語一』 新潮社、p.183、若紫
- (3) 光源氏が瘡 (わらはやみ、おこり) にかかり、加持祈祷を受けに北山に行く。瘡には諸説あるが、マラリアではないかとされている。
- (4) 石田譲二、清水好子校注 (初出 2004) 『新潮日本古典集成 源氏物語四』 新潮社、pp.203 - 235、真木柱
- (5) 典薬寮の長官。官職名であり、物語中、典薬助の実名は明かされていない。
- (6) 渡邊桂子 (2002) 「継子譚として見た『落窪物語』の特質」 『椛山国文学』 椛山女学園大学、p.95
- (7) 藤本勝義 (2015) 「源氏物語における死と救済」 『清泉女子大学人文科学研究紀要』 (36) 清泉女子大学、p.45
- (8) 稲賀敬二校注 (2003) 『新潮日本古典集成 落窪物語』 新潮社、p.312
- (9) 丸山裕美子 (1998) 『日本古代の医療制度』 名著刊行会、p.26
- (10) 新村 拓 (2013) 『日本医療史』 吉川弘文館、p.56
- (11) 下山積興 (1986) 『国史大辞典 7』 吉川弘文館、

p.367

- (12) 井上光貞他校注 (1983) 『律令』 日本思想体系 岩波書店、p.428
- (13) 神尾暢子 (1995) 『王朝文学の表現形成』 進典社、p.137
- (14) 神尾暢子 (1995) 『王朝文学の表現形成』 進典社、p.139
- (15) 谷麻衣子 (1997) 「源氏物語における病を表す言葉について」 『学習院大学国語国文学会誌』、学習院大学、p.26
- (16) 谷 (1997) 「前掲論文」、p.28
- (17) 谷 (1997) 「前掲論文」、p.28
- (18) 乳児が一度飲んだ乳を吐くこと
- (19) 神尾 (1995) 『前掲書』、p.139
- (20) 温石とも言う。現代の懐炉のようにして用いる。
- (21) 稲賀 (2003) 『前掲書』、p.101
- (22) 神尾 (1995) 『前掲書』、pp.144 - 145
- (23) 神尾 (1995) 『前掲書』、p.149
- (24) 根岸謙之助 (1991) 『医療民俗学論』 雄山閣出版、p.36

参考文献

- ・石田譲二、清水好子校注 (初出 2004) 『新潮日本古典集成 源氏物語一～六』 新潮社
- ・稲賀敬二校注 (2003) 『新潮日本古典集成 落窪物語』 新潮社
- ・井上光貞他校注 (1983) 『律令』 岩波書店
- ・宇山勝儀 (1997) 「律令における障害者福祉法制と現代法と比較して」 『リハビリテーション研究』 (93)、日本障害者リハビリテーション協会、pp.2 - 38
- ・神尾暢子 (1995) 『王朝文学の表現形成』 進典社
- ・櫻井浩治 (2002) 「源氏物語にみる心身医療」 『心身医学』 (42)、日本心身医学会、pp.794 - 799
- ・下山積興 (1986) 『国史大辞典 7』 吉川弘文館
- ・谷麻衣子 (1997) 「源氏物語における病を表す言葉について」 『学習院大学国語国文学会誌』 学習院大学、pp.26 - 38
- ・新村 拓 (2013) 『日本医療史』 吉川弘文館
- ・根岸謙之助 (1991) 『医療民俗学論』 雄山閣出版
- ・野田有紀子 (2010) 「労働空間としての後宮：医疾令女医条をてがかりに」 お茶の水女子大学 『お茶の水女子大学人文科学研究』、pp.43 - 54
- ・萩谷朴校注 (2003) 『新潮日本古典集成 枕草子』 新潮社
- ・林 美朗 (2004) 「日本文学 of 精神病理学」 『東海女子大学紀要』 (24) 東海女子大学、pp.15 - 24

- ・藤本勝義 (2015) 「源氏物語における死と救済」『清泉女子大学人文科学研究紀要』(36) 清泉女子大学、pp.31 - 48
- ・槇佐知子訳 (1997) 『医心方 卷四 美容篇』筑摩書房
- ・丸山裕美子 (1998) 『日本古代の医療制度』名著刊行会
- ・丸山裕美子 (2009) 「北宋天聖令による唐日医疾令の復元試案」『愛知県立大学日本文化部論集』愛知県立大学、pp.21 - 40
- ・梁丹 (2011) 「『落窪物語』の典薬助をめぐる求婚難題譚考」『語文研究』九州大学国語国文学会、pp.1 - 21
- ・渡邊桂子 (2002) 「継子譚として見た『落窪物語』の特質」『椋山国文学』椋山女学園大学、pp.95 - 113
- ・吉田兼好 (初出 2004) 『新潮日本古典集成 徒然草』新潮社
- ・『三卷本 色葉字類抄』岩瀬文庫所蔵印影
- ・『類聚和名抄 二十卷』東京大学所蔵印影